

令和 7 年度文学の国いわて推進事業実施業務

企画コンペ実施要領

令和 7 年 3 月
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度文学の国いわて推進事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

令和7年度文学の国いわて推進事業実施業務 一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

(3) 業務の仕様等

【資料2】「業務仕様書」のとおり

(4) 予算額（上限額）

3,024,104 円（税込）

ア 内訳

（ア）業務仕様書2(2)に掲げる若者が文学への関心を高める企画の実施に係る業務

予算額（上限額） 838,530 円（税込）

（イ）本業務のうち、（ア）を除いた業務

予算額（上限額） 2,185,574 円（税込）

イ その他

- ・ 予算額に変更が生じた場合は、速やかにその旨を連絡する。
- ・ 費用積算内訳書には、「若者が文学への関心を高める企画の実施分」に該当する費用が区別できるように記載すること。

2 参加者の要件等

この要領において、「参加者」とは、以下に掲げる企画コンペ参加要件（以下「参加要件」という。）全てを満たし、かつ、県から参加要件を満たしていることの確認を受け、参加資格を得た者をいう。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、以下「3 企画コンペ手続等に関する事項」(4)に定める参加要件の確認に必要な書類（以下「参加要件確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加要件]

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等、経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、県は、上記を警察に照会する場合がある。

(7) 参加要件確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8) 参加要件確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(9) 他の共同提案の構成員となっていないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県文化スポーツ部文化振興課（岩手県庁12階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-6286 F A X：019-629-6484

電子メールアドレス：AK0002@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

県公式ホームページに掲載する。

トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→右端上「県政情報」

>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

[交付資料]

- ・ 【資料1】「企画コンペ実施要領」（本書）
- ・ 【資料2】「業務仕様書」
- ・ 【資料3】「企画提案書作成要領」
- ・ 【資料4】「企画提案審査要領」

(3) 実施要領等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、以下により受け付け回答する。

ア 受付期間

令和7年4月4日（金）午後5時まで

イ 受付場所

(1)に同じ

ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

全ての質問事項及び回答事項を取りまとめて、令和7年4月8日（火）までに県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加要件の確認

企画コンペに参加しようとする者は、参加要件確認申請書類を下記により提出し、参加要件を満たしていることの確認を受け、参加資格を得なければならない。

ア 提出書類

- ・ 【様式1-2】「参加要件確認申請書」
- ・ 【様式1-3】「会社概要及び過去5年間の主なイベント運営業務等実績」
- ・ 参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定形郵便物110円分の切手を添付したもの）

イ 提出期限

令和7年4月11日（金） [必着]

ウ 提出先

(1)に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。また、郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

オ 確認結果

令和7年4月16日（水）までに郵送により書面で通知する。

カ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加要件を満たしていることが確認されなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加要件確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者が委託候補者を選定するまでの期間に参加要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格を得られなかった者に対する説明

参加要件確認申請書類を提出した結果、参加資格を得られなかった者は、岩手県知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年4月21日（月） [必着]

イ 提出先

(1)に同じ

ウ 提出方法

持参による。なお、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

エ 確認結果

令和7年4月25日（金）までに郵送により書面でその理由を説明する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

【資料3】「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限

令和7年4月30日（水）〔必着〕

ウ 提出先

(1)に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。また、郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・ 提出する企画提案は1者につき1提案とし、複数提案は認めない。
- ・ 提出後の企画提案の書換え、引換え、撤回または再提出は認めない。

(8) 企画提案の無効

以下のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 参加の辞退

参加者が企画コンペを辞退する場合は、4で定める企画提案選考委員会の実施日の前日まで〔必着〕に、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、(1)まで持参又は郵送により提出すること。これにより企画コンペ参加を辞退した者は、以降県が実施する他の企画コンペ等について、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、【資料4】「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が1(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とならない。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催期日（予定）

令和7年5月上旬～中旬（別途通知）

イ 開催場所（予定）

盛岡市内（別途通知）

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり35分（説明20分、質疑応答15分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

- ・ 参加者が4者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 委託候補者の決定

- ・ 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
- ・ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 落札者等の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペの確保

- ・ 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・ 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ・ 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・ 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ・ 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ・ 提出書類は、返却しない。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画提案スケジュール（予定）

令和7年3月31日（月）	企画提案の公募開始
令和7年4月4日（金）	質問票の提出期限
令和7年4月8日（火）	質問票への回答
令和7年4月11日（金）	参加資格確認申請書等の提出期限
令和7年4月16日（水）	参加資格確認結果の通知
令和7年4月30日（水）	企画提案書等の提出期限
企画提案選考委員会前日	企画提案参加辞退届の提出期限
令和7年5月上旬～中旬（別途通知）	企画提案選考委員会（プレゼンテーション実施）
企画提案選考委員会翌日以降	企画提案結果の通知
令和7年5月下旬	契約締結

(4) その他

- 参加要件確認申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。